

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金 (医師等環境改善事業)の事務手続きについて

補助対象経費	医師事務作業補助者及び看護師事務作業代行職員(以下、「医療クラーク等」)に係る当該年度の増員として、新たに採用又は配置換を行った場合(以下、「増員」)の person 費及び派遣を受けた場合の委託料(年度途中に行った増員についても対象とする)。 ※交付申請年度の前年度に行った増員で、増員後12か月間にかかる person 費及び派遣を受けた場合の委託料について交付申請年度にかかる部分は対象とする。(当該 person 費及び派遣を受けた場合の委託料について、交付申請年度の前年度に本事業の交付決定を受けている場合に限る) ※具体例については裏面を参照してください。
基準額	1か所当たり次により算出された額 月額210千円×事業月数(※1)×人数(5名以内)(※2) ※1 月の中途から補助対象となる職員を雇用した場合、日割りで算出する。 ※2 補助対象となる職員が勤務時間中に医療クラーク等としての業務以外の業務を行う場合、医療クラーク等としての業務時間を正規の勤務時間で除した数を乗じる。

1. 交付申請提出(毎年度知事が定める日まで)

- 補助金を活用可能な医療機関等には毎年度交付申請に係る通知を発送します。
- 交付申請書は下記提出先に郵送又は持参してください。
- 事業開始日が前年度である場合は、当該事業は補助対象となりません。(ただし、交付申請年度の前年度に行った増員で、増員後12か月間にかかる person 費及び派遣を受けた場合の委託料で、交付申請年度にかかる部分はこの限りではありません。)

【交付決定後に事業を中止・廃止・変更する場合】

事業を中止・廃止または以下の変更をする場合にはあらかじめ県の承認が必要です。変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

・補助対象経費の増額

※事業の翌年度になってからの増額は認めません。また、変更申請書の提出は、交付申請書の提出期間内に限ります。

2. 実績報告書提出(完了・廃止・中止から30日以内)

- 実績報告書は、事業の完了・廃止・中止の日から30日以内に下記へ到達するように提出してください。(提出されない場合補助金はお支払いしません)
- ただし、完了日が事業年度の年度末になる場合は翌年度の4月25日までに下記へ到達するように提出してください。(期限前は提出が立て込みますので、できるだけ早めの提出に御協力ください)

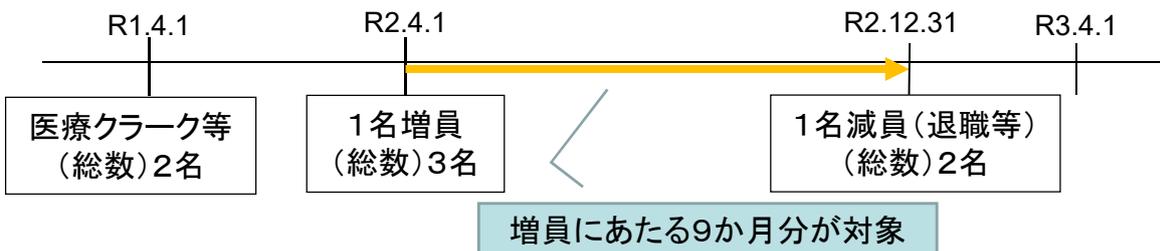
資料提出・問い合わせ先 福祉保健部健康医療局医療政策課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857 - 26 - 7173 iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp

令和2年度事業の対象経費の考え方について

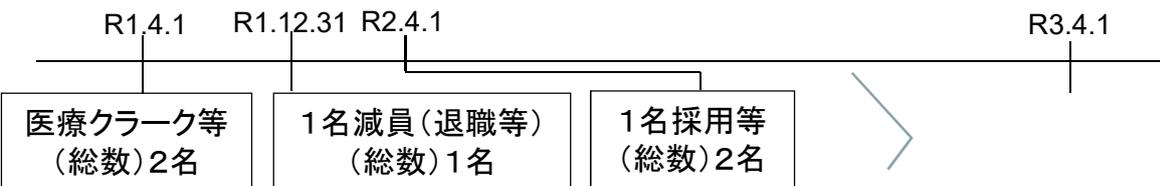
(例1) 申請年度当初に増員として新たに採用・配置転換(以下「増員」)した場合



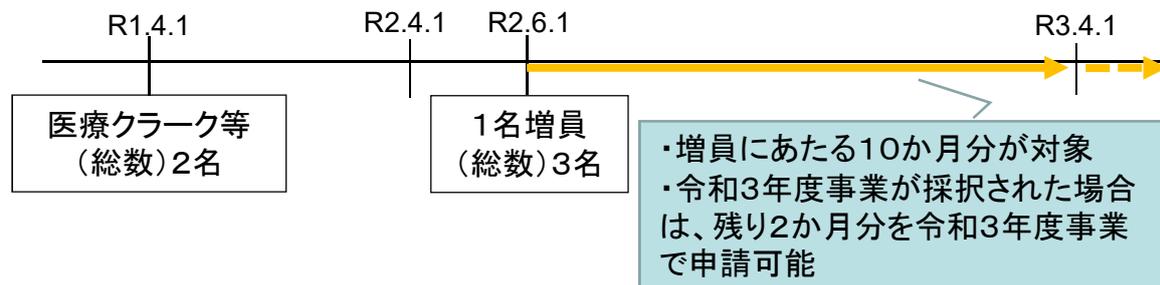
(例2) 申請年度途中で減員があった場合



(例3) 申請年度の前年度に減員があった場合



(例4) 申請年度途中で増員があった場合



(例5) 増員を行った申請年度途中で減員があり、再度採用を行った場合

